

## 令和7年第16回教育委員会定例会議事録

日時：令和7年12月1日（月）午前9時00分

場所：香南市役所6階 604・605会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、亀川孝志委員、森本美穂委員

事務局：坂本教育次長、小松（昌）学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、小松（泰）教育研究所長、田渕学校教育課長補佐・杉村学校教育課主査

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第75号 就学援助の認定について
日程第3	議案第76号 第119回香南市議会定例会（12月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について ・補正予算第4号
日程第4	議案第77号 香南市教育委員会教育長専決規程について
日程第5 (追加議案)	議案第78号 第119回香南市議会定例会（12月議会）に追加提出する予定の議案に関する意見聴取について ・香南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・香南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
日程第6	報告第1号 給食費の改定について
日程第7	その他 指定校の変更に関する制度の周知について 区域外就学について 児童クラブについて 研修会等の出欠について
日程第8	教育長報告

開会 午前9時00分

### 教育長

では、ただいまから令和7年第16回香南市教育委員会定例会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「議事録署名委員の指名について」は、森本委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

### ○森本委員

はい。

### ○教育長

それでは議事に移ります。

本日の議案は4件、うち1件が追加議案になります。

なお、詳細な説明は各議案等の審議の際に担当課より説明をいたします。

はじめに、議案第75号は個人情報を含む議案であるため、また、議案第76号および議案第78号は、香南市議会12月定例会に提出予定の議案について意見聴取を行うものであるため、非公開とするべきと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**教育長**

ありがとうございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、全員の賛成を得ましたので、議案第 75 号、議案第 76 号及び 78 号を非公開とします。

なお、議案第 76 号及び議案第 78 号の議案に対する意見等については、12 月議会の後に公表される、議事録に掲載されることになりますのでご承知ください。

日程第 2 議案第 75 号 就学援助の認定について【非公開】

日程第 3 議案第 76 号 第 119 回香南市議会定例会（12 月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について【非公開：12 月議会後に公表】

（以下、非公開部分）：12 月議会後に公表

**教育長**

では、次に日程第 3 議案第 76 号「第 119 回香南市議会定例会（12 月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**次長**

それでは議案第 76 号についてご説明させていただきます。

議案書の 2 ページをお願いします。

議案第 76 号「第 119 回香南市議会定例会（12 月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について」、令和 7 年 12 月香南市議会定例会に提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見を求める。

3 ページから 5 ページは、市長からの意見聴取の依頼文と議案の概要の説明になります。

議案第 76 号は令和 7 年度香南市一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分についての意見聴取になります。

補正予算の主な内容につきましては、別綴じの資料で、表紙に令和 7 年度香南市一般会計補正予算（第 4 号）（所管分）と書かれている資料により、各課から説明をさせていただきます。

それではこども課からお願いします。

**こども課長**

それではこども課から説明をさせていただきます。

資料の 2 ページをお願いいたします。まず主要事業についてです。

表の一番上の事業名、民間放課後児童クラブ推進事業費補助金になります。

香我美町にありますわらべ館が本年度より放課後児童クラブを実施しておりますが、補助基準である年間を通して月 10 人以上を満たしておらず、補助金申請の見込みがないことから、予算額 4,563,000 円全額を減額するものです。

次、4 ページをお願いいたします。上から順番に説明をいたします。

児童福祉費の「10 需用費」のマイナス 93,000 円は、国が進めています自治体が使用する情報システムの標準化により、来年度から納入通知書兼領収書の様式が変更になることから、その印刷費用を 9 月の補正予算で計上しておりましたが、標準化の作業が遅れておりまして、新システムの実施が来年の夏以降となりましたので、今年度予算で印刷を行う必要がなくなったことから、減額を行うものです。

その下の「22 償還金利子及び割引料」は、昨年度の国と県からの子ども子育て交付金の確定により生じた返還額です。

その下の「放課後児童クラブ推進事業費」の「01 報酬」、「03 職員手当等」は、人事院勧告による増額になります。

その下の「需用費」と「備品購入費」は、児童クラブで使用していますパソコンの買い替えに伴うものです。Windows10 のサポートが終了したことから、Windows11 にアップデートをする必要があるのですが、使用しているパソコンが古く、作業効率が悪いことから、パソコンを買い替え、その中に入れるソフトを購入する費用です。

次、「14 工事請負費」が今年度を予定しておりました工事が終了したことから、不用額 250,000 円を減額したことと、消防法施行令で児童クラブは非特定用途に該当しております、収容人数が 50 人以上の場合、非常警報装置の設置が必要であることが判明しましたので、野市小学校の第 3 児童クラブに非常警報装置 1 台、佐古小学校第 1 児童クラブに非常用警報装置 1 台と誘導灯 1 台分 347,000 円を増額するものです。差し引きをして、不足分を増額しております。

次、「18 負担金補助及び交付金」は、先ほど主要事業のところで説明しました民間児童クラブへの補助金になります。

次の「子育て支援センター管理費」の「01 報酬」、「02 給料」、「03 職員手当等」、「08 旅費」は人事院勧告による増額で、「11 備品購入費」は電気ポットの買換費用になります。

その下の「病後児保育事業管理費」の「給料」、「職員手当」は先ほどと同じ人事院勧告によるものです。

次、「保育所管理費」の「需用費」として、野市保育所、香我美おれんじ保育所、吉川みどり保育所は給食の賄い材料費になります。

「保育所管理費（共通）」の「報酬」、「給料」、「職員手当」、「旅費」は人事院勧告によるもの、「報償費」は保育士、調理員の代替で勤務していただく職員の費用になります。

その下の「保育対策総合支援事業費（共通）」とその下の「一時預かり事業費（保育所共通）」、次のページの「体調不良児対応事業費（保育所共通）」の増額については、人事院勧告によるものになります。

こども課は以上です。

**教育長**

はい。

今のこども課の説明についてのご質問等ありませんか。

その非常灯は、保育所・幼稚園はいらないってこと。

**こども課長**

保育所・幼稚園も必要なところはつけてます。この児童クラブについては、規模によって付けなければいけなかったのが、付けずにそのままになっていたということが、今判明したということです。

**教育長**

そういうことか。ということは、規模の話でもともとどこであったって児童クラブがそこから漏れてたと。

**こども課長**

そうです。

職員も含めて 50 人以上いるところには付けておかなければいけなかったのが、付いていなかったということです。

**教育長**

よろしいですか。

では次、学校教育課お願いします。

**学校教育課長**

2 ページの主要事業をご覧ください。

学校教育課は、まず「小学校プールフロア購入事業」。これで佐古小学校、夜須小学校を除くすべての小学校に水深調整のためのプールフロアを購入します。佐古小学校はすでにプールフロアがございまして、夜須小学校は可動式ということで頼んでいません。購入枚数については、プールの短編に対して幅 2 m で 1 列敷き詰めると。

赤岡小学校は 11 枚、吉川小学校は 10 枚、香我美小学校は 10 枚、野市小学校は 15 枚、野市東小学校は 11 枚となります。

同じように 2 つ下の「中学校プールフロア購入事業」としましては、夜須中学校を除くすべ

ての中学校に水深調整のためにプールフロアを購入すると。購入枚数については、同じくプールの短辺に対して幅1mで1列敷き詰める。

赤岡中学校7枚、香我美中学校9枚、野市中学校9枚となっています。

続いて3番目のところにあります「小学校体育館トイレ洋便器化事業」、同じくその2つ下の「中学校体育館トイレ洋便器化事業」、まだ洋便器化が進んでない小中学校のトイレを洋便器化するというところです。

あと下の見積総括表のところは、主に人事院勧告による人件費が上がったということで、補正予算を組ませてもらってるということが多いです。

以上です。

**教育長**

はい。

ただいまの説明で質問等ありませんか。

**亀川委員**

はい。

小中学校のプールの水深調整のためのプールフロア、このイメージが湧かないで、どんな敷き詰め方をして、どれくらいの高さで調整ができるのか。結局それが事故防止の一番重要なところになってくると思うので、そこら辺もう少し詳しくお願ひしたいと思います。

**学校教育課長**

高さが40cm程で、縦横が1m、2mのフロアを小学校は2mずつ敷き詰める。

**亀川委員**

どんな敷き詰め方になるか。

**森本委員**

ちょっと高さのある畳ぐらいの大きさのものを敷き詰めるって感じですよね。

**学校教育課長**

(ホワイトボードにイメージを記載)

30cmから40cmの高さで、ここが25m、ここが学校によっては大きさが10mから15m違います。大体長さは25mですけど。

**亀川委員**

そしたらそこ一番下のところだけを敷き詰めて、あとはもうそのままっていう形。

**学校教育課長**

そうですね。

ここには、こっちへ行けないように何か工夫して、仕切るようなものにつけるということで。

**亀川委員**

その仕切りは何のための仕切り。

**学校教育課長**

低学年・高学年関係なしに、泳ぎが苦手とか。

**亀川委員**

そうか、身長の低い子たちはそこでやりなさいという。

**学校教育課長**

そうですね。

さらに水位の調整もしながらこれを効果的に使うということです。小学校は使用は必須です。中学校は1m、2mで敷き詰めるということになってますけど、自由に使用し、目標にするというような使い方もあります。一応この短辺(1m)でつなげられるくらいは購入しますが、中学校は自由に工夫して使ってくださいということで、そこは各学校さんに任せる形で、購入分はここ(短辺)ということになっています。

**亀川委員**

分かりました。ありがとうございます。

**百田委員**

小学校と中学校一緒の資材で、縦と横で変えるという。

**学校教育課長**

**そうです。**

また資料をお配りしたいと思います。正確な長さとか間違っていたらいけないので。このフロアが組み立て式なので、小さくコンパクトになって体育倉庫とかに保管できると。今まで組み立て式ではなかったので、どうしても置くところがなくて、外に出しちゃ放しということがありました。各学校にどこに保管するかということも確認して購入していきます。

**百田委員**

以前、5月か6月にこんな資材がありますよと課長から説明を受けたときに、足が全部入り何とかで、けがの可能性があるということでしたが、今回は大丈夫ですか。

**学校教育課長**

中に入り込まないようにということで、そのものについても資料をまた委員の皆さんにはお配りできるようにしたいと思います。

**百田委員**

分かりました。

**森本委員**

それ横の方に敷き詰めるのは、短辺の方が枚数少なくて済むっていう予算的な話ですかね。

**学校教育課長**

そうですね。

縦の要望もありましたが、この値段を見ていただいて、小学校の方が703万、中学校が308万という。

**教育長**

本当は縦に置けたらね。コースロープで最初っから仕切りができるし。

**学校教育課長**

一番は縦がいいですね。

**森本委員**

小学生よく25mを泳げるようとかやるじゃないですか。最初か最後の方のあそこがないってことは、23mで普段の授業はやる感じですかね。

**教育長**

あの仕切りを取り除かずにやればそういうことですね。

**学校教育課長**

例えば6年生、5年生の高学年がやるときに仕切りの方を外せます。

**森本委員**

25m使いたいときはその仕切りを外して。

**学校教育課長**

仕切りを外して、今は飛び込みもできないので、フロアに立ったとしても、ここからこっちに向いて泳いだら25mはいけると思います。いろいろ工夫をしてやっていただければ。

横を敷き詰めないと、間に挟まるということがあってはいけない。端の方はどうしても微妙に空くところがあると思いますが、あとはすべてひっついている形ということです。

**百田委員**

コースロープで固定するのも大変ですよね。

**教育長**

大変ですね。

今年はもうこれでいくしかないけど、将来的には25mをコースロープで仕切って埋めるように年度分けて購入していくとかっていうこともなく、この購入でおしまい。

**学校教育課長**

はい、今のところはそうです。あとはもう水位の調整です。プールフロアで全部縦に敷くということはなかなか難しい。

**百田委員**

今年、水位調整したじゃないですか。

**学校教育課長**

はい。

**百田委員**

結構金額かかったでしょう。

**次長**

はっきりと金額は出してないと。

**学校教育課長**

上がっているのは確かだと。

基本水位が一杯のときに高学年を集中的に、次の水曜・木曜は水位を下げているので中学年、さらに下げたので低学年みたいな形で、そこら辺はなるだけ無駄がないように、1日で上げたり下げたりはさすがになかった。大変ですし、そういうふうに各学校工夫しながらやってもらっているということですね。水位の調整を少なくするためにプールフロアを、あとは安心安全のために購入する。

**森本委員**

コース分けるみたいな感じで何か設置するわけですよね。それは上に浮いてるみたいな。

**学校教育課長**

そうですね。

コースロープですね。普段横に使ったことはないので、それを工夫して置くしかないですね。学校の方から縦にという要求が出てくる可能性も。

**教育長**

絶対あると思う。縦にじゃなかったら1学年の身長差に対応できんもんね。

**学校教育課長**

はい。

**教育長**

このやり方は、低学年、中学年、高学年の低学年と高学年を考えたときには、低学年は横でしかも10m、15mしか最初から泳がせませんっていう考え方で説明がつくけど、1学年の中に身長差があったら、コースロープが縦やったら背の低い子はこっちを使いなさいね、背の高い子はこっちを使いなさいねで同じ距離の授業ができるけど、それができないので、ましてやそこにコースロープがあるってことは、背の高い子も25mを泳げないっていう条件になるので、それで中学校がOK。

**学校教育課長**

中学校は基本なしでもやっていく。担当の専門の体育教員がありながらの指導なので。

けれども、安全性を見越して対応しようというところなので、そこは先ほど言ったようにいくつかポンポンと置きながら、そこにコースロープを横に引くっていうことは場面によっては出来るよう、横一列分確保しているっていう考え方ですね。

財政が厳しい中でもここを何とか認めていただくようにということで出していっている。今後どういうふうになっていくか、縦の分でという要求が出てきても折衝しながら、また、中学校が必要ないというところが出てきたら、中学校の分を小学校にまわしていくとか、そういうふうにある財産を工夫しながらやっていかざるを得ないようになるとは思います。

**森本委員**

言い出したらきりないんですけど、40cmっていうのは結構高さの差があるので、くっきり分かれてたらあれなんんですけど、急にガクンと落ちるところができるので、ちょっとそれもどうなのか使ってみないと分からないですけど。

**学校教育課長**

そうですね。しっかりここに置いているということを認知させてやるということと、今ほとんど皆さんゴーグルを使ってやってるので、使ったらある程度見えると思います。フロア上で歩きながら下を見ずにフロアがないところに落ちるというところが一番怖いと思うので。

**教育長**

はい。他にご質問等ありませんか。

よろしいですか。

そしたら、生涯学習課お願いします。

**生涯学習課長**

それでは生涯学習課からです。

資料でいきますと主要事業のところの一番下の端から2つ目の項目、内容は同じなんですか

ども、中央公民館と香我美市民館にシャワールームを災害のためにということで設置するよう当初予算化しておりますけれども、企業版ふるさと納税という形で、持ち運びができるようなシャワーキットを企業さんから2基寄付をいただきました。それに伴いまして、今まで予算化していた中央公民館が6,369,000円、それから香我美市民館が4,422,000円の予算を削減したことになります。

それと大きな事業でいきますと、資料の7ページになります。

7ページの中段に「体育施設費」というところがあるんですが、「屋内体育施設管理費」のところで3,330,000円という予算を計上させていただきました。その内容というのが、香我美トレーニングセンターにあります消火ポンプが壊れてしまった。水を吸い上げることはできるですが、水が上がってきた瞬間に溢れてしまうというか、劣化状態が厳しいと。本来ならば来年の当初予算で直そうとしてたんですけども、緊急の状態だということが確認されましたので、今回の補正で消化ポンプの取替修繕ということで予算化をしたということになります。

その他の予算につきましては、今まで2人の課長も言いましたように、給料改定の入替の部分と、成人式関係の予算の組替、委託でやっていたものを報酬に変えたとかいうことの予算の組替をさせていただきました。

大きな内容としてはそういうものです。

以上になります。

**教育長**

ただいまの説明についてご質問等ありませんか。よろしいですか。

では、説明が終わりましたので、他に意見等がなければ議案第76号、第119回香南市議会定例会に提出する予定の議案については、了承するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

**教育長**

はい。

ありがとうございます。

議案第76号は了承ということにいたします。

（秘密会を解く）

**教育長**

次に日程第4 議案第77号「香南市教育委員会教育長専決規程について」を議題とします。説明をお願いします。

**次長**

議案第77号について議案書の6ページをお願いします。

議案第77号「香南市教育委員会教育長専決規程について」、香南市教育委員会教育長専決規程を提出する。

提案理由は、教育長が任免その他の人事に関することを専決できると規定されている職員の範囲が職責で規定されており不明確な部分があることから、職員の範囲を会計年度任用職員とする規定に改めるもの。

また、香南市教育委員会事務委任規則の規定により、教育委員会に付議すべきものとされている事務のうち緊急やむを得ない事情により教育委員会を開催することができない場合に、事務を円滑に執行するため、教育長が臨時に専決することができる規定を新たに加えるものになります。

詳細を新旧対照表の方でご説明をさせていただきます。

今回の改正は改正箇所が多いため、一部改正ではなく全部改正という形になっております。それと、本日お配りをしました現在の教育委員会教育長専決規程と、ホッチキス止めで2枚目になりますが、教育委員会事務委任規則をお配りしておりますので、併せてご覧いただければと思います。

まず第1条ですが、通常こういった規則などについては、最初に目的とか趣旨といったこと

が定められていることがほとんどでございますが、現在の規定は簡単な規定であるため、趣旨や目的といったことが規定されておりませんでした。今回の改正で内容が増えることになりましたので、第1条に趣旨として「この訓令は、香南市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を香南市教育長（以下「教育長」という。）に専決させることに關し必要な事項を定めるものとする。」という規定を新たに加えるものになります。

次に第2条です。

今の規定では「香南市教育委員会教育長は、次に掲げる事項につき、香南市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する事務を専決することができる。」となっており、教育長の権限で専決するかを教育長が決めることができる規定になっておりますが、専決というのが本来教育委員会の権限に属する事務を教育長に専決させるというものもありますので、この書きぶりにつきまして、新旧対照表の新の方で第2条として「委員会は、香南市教育委員会事務委任規則第2条第1項各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務について教育長に専決させるものとする。」という規定に改正するものになります。

次に、第1号になります。

ここは教育長の専決事項を規定しておりますが、現行では見ていただくと分かるように、「委員会事務局及び教育機関の職員のうち、教育次長、課長、課長補佐、主監、係長、主任、主幹、主査、主事、幼稚園長及び公民館長を除く職員の任免その他の人事に関すること。」というふうになっており、同じ職責になる保育所長とか図書館長の規定がなく、また副園長が含まれるのか含まれないのかといった、明確でない部分がありますので、この部分について教育長の専決する範囲を明確にするために「委員会事務局及び教育機関の職員のうち、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の任免その他の人事に関すること。」と改めるものになります。

次に第3条です。

第3条は専決した事務の報告として「教育長は、専決した事務のうち委員会において了知しておく必要があると認められるものについては、委員会の会議に報告しなければならない。」と規定を新たに加えております。

また第4条では、臨時の専決として「教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。」という規定を加えるものになります。

ここで書いてあります「第2条に定める事務以外の事務」というのが、事務委任規則で第2条のところに書いてあります（1）から（20）までが教育委員会に付議すべき事項になります。本来なら委員会にかけるべきことありますが、緊急やむを得ない事情で委員会にかける事ができないときは、臨時に専決することができるという規定を加えるものになります。

第2項として「教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。」で、臨時の専決はできるようになるんですけど、必ず次の教育委員会で報告して承認を得るという規定を加えるものになります。

これを改正しようとする理由は、1つは今回の懲戒処分のときに、教育委員会に諮るべきものなのかどうかというところの確認をしたときにこういった規定であったので、所属長はどうかとか、保育所長はどうかということがあったので、改正していこうと思ったことと、今年から議会にかける議案については、前もって教育委員の意見を徴収しなければならないっていうところで、前もって教育委員会にかけておりますが、間に合わなくて今回も追加議案で出させてもらったんですけど、議会の方の追加議案になる案件があって、今回はぎりぎり今日の追加議案で間に合いましたけど、これが間に合わなければ、追加議案で提出する前にもう1回臨時の教育委員会を開かないといけないことがありますので、何でもはいけないと思ってますけど、本当に緊急で止むを得ない場合とか、法律の改正があって条例の条がずれるとかいうような簡単なものだけのときなど、教育長の専決でできるように規定しております。

説明は以上になります。

**教育長**

ただいまの説明で、ご意見ご質問等ありませんか。

**亀川委員**

先程の運用の部分になりますけれども、この間の処分のときだとか、それから中途採用で保

育士さんとか給食の職員の方だとというときには、定例会で報告してもらって臨時会は開かないというふうな運用で行くという理解でいいですか。

**次長**

正職の分については今までどおりになります。

会計年度任用職員だけは教育長の専決で任免を行う。人事に関することで懲戒処分は教育委員会を開いてになると思いますけど、それ以外の部分については専決で会計年度任用職員の分はできればと。

正職の分は今までどおりです。

**亀川委員**

はい、分かりました。

**教育長**

今の説明の中にありましたように、この第4条第2項のところの文末が「報告し、承認を得なければならない。」なので、先に専決はするけど、決定するのはあくまでもそのあと説明をして承認をいただいて初めて決定なので、その承認をいただく段階でひっくり返るようなことがあればそれはそれなかなかの話ですので、本来、かけないといけない、専決しないといけないことについては、慎重にやっていくことになります。

今の説明でよろしいでしょうか。

では、採決を行います。

議案第77号、香南市教育委員会教育長専決規定については、承認するということでご異議ございませんか。

（全員異議なし）

**教育長**

ご異議ないということですので、議案第77号は承認するということに決定をしました。

次に日程第5 議案第78号「第119回香南市議会定例会に追加提出する予定の議案に関する意見聴取について」を議題とします。

本件については、会議の始めに承認をいただいておりますので、非公開といたします。

日程第5 議案第78号 第119回香南市議会定例会（12月議会）に追加提出する予定の議案に関する意見聴取について【非公開：12月議会後に公表】

（以下、非公開）12月議会後に公表

**教育長**

では説明をお願いします。

**次長**

はい。

議案第78号についてご説明をさせていただきます。

本日お配りさせていただきました追加議案書の方をお願いします。

追加議案書の1ページをお願いします。

議案第78号「第119回香南市議会定例会（12月議会）に追加提出する予定の議案に関する意見聴取について」、令和7年12月香南市議会定例会に追加提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求める。

2ページから4ページにつきましては、市長からの意見聴取の依頼の議案の概要の説明になります。

この議案第78号は12月議会定例会の追加議案として提出される予定の条例2件についての意見聴取になります。

条例の内容につきましては、こども課から説明をさせていただきます。

お願ひします。

**こども課長**

はい。

本日追加議案として提出をさせてもらいました条例は2つとも来年4月から全国の自治体において実施することになります、こども誰でも通園制度に関する条例です。

条例に関する内閣府令が公布されましたのが2週間ほど前でしたので、条例策定の確認作業が期日までに終わりませんでしたので、本日の提出となりました。

議会へは先ほど次長の方から話がありましたように、議会の最終日12月23日に追加議案として上程をする予定としてあります。

5ページをお願いいたします。

まず、香南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明をいたします。この条例は、事業所が事業を実施するにあたり認可を行うためのもので、3章で構成をされています。

まず第1章の総則についてです。

第1条は趣旨で根拠法令を示しております。第2条は定義、第3条は最低基準の目的、第4条は最低基準の向上について、第5条は最低基準と乳児等通園支援事業者について、第6条は乳児等通園支援事業者の一般原則と暴力団排除についてで、第1項から第6項までが一般原則に関する事項、第7項から第9項までが暴力団の排除に関する事項です。

第7条は非常災害対策について、第8条は安全計画の策定等について、第9条は自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認について、次のページ第10条は職員の一般的要件について、第11条は職員の知識と技能の向上等について、第12条は他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備と職員の基準について、第13条は利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第14条は職員の虐待等の禁止について、第15条は衛生管理等について、第16条は食事の提供を行う場合のことについて、第17条は規程を定めることについて、次のページの第18条は備えなければならない帳簿について、第19条は秘密保持等について、第20条は苦情への対応について定めています。

第2章は乳児等通園事業支援事業についてです。

第21条は事業の区分についてです。第22条から第26条までは、一般型乳児等通園支援事業についてで、設備の基準、職員の配置、特例保育を行う事業者の設備と職員配置、乳児等通園支援の内容、保護者との連絡についてそれぞれ定めています。

少し飛びますけれど、15ページの第27条から第28条までが、余裕活用型乳児等通園事業についてで、設備と職員配置の基準、乳児等通園支援内容、保護者との連絡についてそれぞれ定めています。

第3章は雑則で、第29条において電磁的記録のことについて定めています。

附則としまして、施行の日は公布の日からですが、第24条の設備及び職員の基準の特例については、令和8年4月1日からになっております。

続きまして18ページをお願いいたします。

香南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてです。こちらの条例は、事業所が事業を行った際の給付に関するもので、3章で構成をされています。

まず、第1章の総則は第1条が趣旨で、根拠法令等を定めてあります。第2条は一般原則として適切な環境を確保することや、子どもの意思と人格を尊重した支援事業の提供、関係機関との連携などについて定めています。

19ページの第2章は運営に関する基準についてで、第3条は1時間当たりの利用定員と1ヶ月当たりの利用定員を定めることについて、第4条は利用申し込みを受け付けた後の保護者との面談について、次のページの第5条は正当な理由のない提供拒否の禁止について、第6条では市からのあっせんや要請への協力について、第7条では支援の提供を行う際に、乳児等支援支給認定証に記載をされた保護者の氏名や居住地、子どもの氏名や生年月日等の確認を行うことについて定めています。第8条は乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用申し込みがあった場合に、認定申請への支援を行うことを定めています。第9条は利用する子どもとその保護者の心身の状況等を把握すること、21ページの第10条は特定教育・保育施設等との連携について、第11条は支援を提供した際の日時、内容等を記録することについて、第12条は支援に係る特定乳児等通園支援費用の基準額や支援において提供する支援費用を、保護者から受け取ることができることなど、支払いについて定めています。

次の 22 ページの第 13 条は、乳児等支援給付費の額に係る通知等について、第 14 条が支援の取扱方針について、第 15 条は支援に対する自己評価と外部評価について、第 16 条は保護者等からの相談と援助について、第 17 条は子どもの体調の急変等があった場合の対応について、第 18 条は保護者が偽り等による利用や利用しようとした場合の市への通知について、第 19 条は運営にあたっての規則を定めることについて、次のページの第 20 条には、職員の勤務体制の確保等について、第 21 条では利用定員の遵守について、第 22 条は運営規定の概要や職員の勤務体制、利用金額等を提示することと定めています。25 ページの第 23 条は乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について、第 24 条は職員の虐待等の禁止について、第 25 条は秘密の保持について、第 26 条は支援内容に関する情報提供について、第 27 条は利益供与の禁止について、次のページの第 28 条は苦情解決について、第 29 条は地域との連携について、第 30 条は事故の防止と発生時の対応について、第 31 条は特定乳児等通園事業会計をその他の事業会計と分けることについて、第 32 条は職員や設備、会計、提供に関する記録等を整備し保存することについて、それぞれ定めています。

第 3 章は雑則で、第 33 条で電磁的記録等について定めています。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

説明は以上になりますが、運営にあたっての利用可能時間や料金等詳細なことにつきましては、今も国において検討協議が行われている状態です。この省令が議会において可決をされましたら、民間事業所においてもこの事業を実施することが可能となります。現在のところ検討している事業者はありませんので、今後事業者への説明も行っていきたいと考えているところです。

説明は以上です。

**教育長**

ちょっと内容的には膨大ですが、ご質問ご意見等ありませんか。

**亀川委員**

香南市としての独自性を出したような、そういうところは特ないですか。

**こども課長**

ないです。

**亀川委員**

はい。

**教育長**

これは当然別のものがあって、今回作るのにオリジナルでゼロから作ったものではない訳ですね。

**こども課長**

そうですね。

**教育長**

ちょっと確認ですが、苦情っていう言い方が法令としては基本というか、オーソドックスな言い方ですか。

**こども課長**

そうですね。表記も国が示しているとおりの表記にしています。

**教育長**

その前のやつは苦情への対応で、後のやつは苦情解決ですが、これも対応と解決の違いっていうのは何かある。

**こども課長**

一般的に何らか利用される方から苦情があれば、そのことについて支援を提供している事業所において対応してください。それもしっかり解決ができるように整えてくださいということになっていきます。

**教育長**

ゴールは解決よね。

**こども課長**

そうですね。

**教育長**

ゴールが解決やつたら、最初の条例の第 20 条は苦情への対応までですが。

**こども課長**

最初の条例は事業をするにあたって、お宅は事業をしても構わない事業所ですよ、設備等運営面に対しての基準がこうなっているので、この部分をしっかりと守ってくださいと示したもので、後から説明したものは、それを実際やつしたことに対する費用を支払うときの基準を示したところなので、苦情があつても、それに誠意をもつて対応していないから払わないということには多分ならないと思いますけど、しっかり解決できるように取り組んでくださいということろが次の条例に入つてくるというふうになります。

**百田委員**

中だけで解決ができたらいいけど、企業とか福祉関係は第三者委員会の義務付けはないですかね。

**こども課長**

ないです。

**百田委員**

第三者委員会を設置しているところもあるけど、そこまでする必要はないですかね。

**こども課長**

今のところ、民間事業所がやる予定にはなつていないので、まずは公立からのスタートで、公立で実際事業スタートをしてみて、香南市内の人々のニーズがどのくらいあるのかとか、どういったところを要望しているのかということを精査して民間の方にもその情報を伝えしながら、ぜひやってもらいたいというようなお願いをしていくことになると思います。

**教育長**

はい。

他、ご意見ご質問ありませんか。

では議案第 78 号、第 119 回香南市議会定例会に追加提出する予定の議案については、了承するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

**教育長**

はい。

ありがとうございます。

ご異議ないようですので議案第 78 号は了承することといたします。

時間が大分長くなりましたが、一旦後ろの時計で 30 分から再開ということで、休憩を挟みたいと思います。

(休憩)

**教育長**

では、再開します。

**学校教育課長**

プールフロア購入事業で、主要事業のポンチ絵がありましたのでそれを持ってきました。ここで、写真等あるのでイメージができると思うんですけども、フロアは縦 2 m、横 1 m、高さは 40 cm ということです。

中学校は 1 m、小学校は 2 m でということで、そのように写真のようなコースロープを置くことによって、深いところに行かないようにということをイメージしています。

**教育長**

ということは、もう授業の提案として最初から 25m 泳がせるということは、もうない方向で授業するがやね。

**学校教育課長**

これはあくまでもイメージ図になります。こここの真ん中に置いたらこうなりますね。

**教育長**

こういう授業ってことよね。

**学校教育課長**

大体一番手前の方の手すりがあるところからというのが、一番無難かなと思います。

**中元委員**

もう佐古小学校で使われてるんですよね。

**学校教育課長**

はい。

佐古小はもうすでに使ってますね。

**中元委員**

佐古小学校が使い勝手とか、ある程度はこうと意見があるわけですよね。

**学校教育課長**

そうですね。

**教育長**

実際、訪問した時に行っていました。佐古小はもともと持っていたので。

**教育長**

それでは、日程第6 報告の第1号「給食費の改定について」を議題とします。

学校教育課より説明をお願いします。

**学校教育課長**

給食費の改定についての資料の方ご覧ください。

給食費については、学校給食法において給食の実施に必要な施設設備費や人件費等の運営に要する経費は設置者の負担とし、それ以外の経費（食材費）は学校給食費として保護者の負担とすることになっています。

香南市では平成21年度より給食費は据え置かれ、また、平成29年度より給食費から揚げ油代を消耗費での支出（市の負担）として、保護者負担の軽減及び給食の充実に努めています。

「2) 経緯」ですけれども、香南市では献立の工夫等により食材費の抑制に努めて参りましたが、現在の設定価格では給食提供はできない状況となっております。

令和6年に向けて令和5年度に各種30円の値上げを協議しましたが、最終的には値上げには至りませんでした。その後、議会でも今後の方針として、保護者負担はできる限り現状の負担額を維持することを考えているが、教職員の給食費については、適正な負担とするよう令和7年度中に検討するということを説明させていただいております。

また、あらゆる材料が上昇傾向の中、赤字額は年々増加しております。

令和8年度からは栽培委託米の単価も上がることなどから、令和8年度の給食費の改定を考えています。ただし、児童生徒に関わる給食費については、保護者負担軽減のため据え置くということにすることを予定としております。

「3) 給食1食当たりの市補填額推移」をご覧ください。

令和4年度から収支額及び全体食数に対する1食当たりの市の補填額を示していますが、支給額も令和4年度がマイナス6,254,453円、令和5年度がマイナス16,274,806円、令和6年度がマイナス21,812,990円と年々増加しています。

また、マイナス額を1食当たりで計算すると、それぞれ11.5円、28.7円、39.4円となっております。

次に、「4) 令和6年度の1食当たりの補填額」ですが、先ほどお示ししました令和6年度の1食当たり39.4円という数字は全体の平均額ですが、幼稚園、小学校、中学校では1食当たりの配食量が異なりますので、その配食量を加味した1食当たりの補填額は幼稚園で29.4円、小学校では37.5円、中学校では46.7円となります。

次に、「5) 令和6年度以降の値上げ状況」です。

ここでは、お米と牛乳についてお示します。

栽培委託米単価です。

令和6年度、令和7年度も同額ですが、10kg当たり2,967円であったものが、令和8年度では10kg当たり4,559円となります。

これは令和7年度産米から農薬化学肥料の使用された特別栽培米が提供されていますが、あくまで単価の見直しによる値上げとなっています。この10kg当たりの差額分1,592円の1食当たりの影響額を配分量を加味して算出すると、幼稚園で8.5円、小学校で11.5円、中学校で14.4円となります。

次に牛乳単価ですが、牛乳単価も年々上昇しており、単価の決定の2月末ごろに県の入札による単価の供給業者が決定されますので、1本当たり、令和6年度で67円であったものが現在では71円と、4円の上昇となっています。

これらを踏まえて、「6)給食費の改定」ですが、現在の単価に令和6年度の補填額、米の単価上昇分、牛乳の単価上昇を加えた額が幼稚園で291.9円、小学校で323円、中学校で365.1円となりますので、他の物価上昇も考慮しまして、端数処理として円単位を切り上げを行いまして、1食当たりの単価がそれぞれ、幼稚園は300円で50円の増加、小学校は330円で60円の増加、中学校は370円で70円の増加とするものです。

参考資料として、現時点での他市の給食費の資料もつけてありますので、またご覧になっていただければと思います。

今回の給食費の改定は、児童生徒に係る給食費につきましては、保護者負担軽減のため据え置き、教職員のみ適用するということで香南市給食センター運営委員会の方で承認されて進めています。

先日、議会の全員協議会の方でも説明をして確認はしています。

以上です。

**教育長**

この件についてご意見ご質問ありませんか。

**百田委員**

このお米は玄米価格。精米。

**次長**

精米です。購入者となっていますので。

**学校教育課長**

そうですね。精米されていますね。

**教育長**

精米。

**百田委員**

年間この金額ですか。年間の契約がこの金額で、相場に合わせて変えるということではなくて、高くなつても安くなつてもこの金額。

**教育長**

そうです。

**百田委員**

はい。

分かりました。

**学校教育課長**

値上がりしたとしても、すごく安いとは思いますが。市場価格からみても。

**百田委員**

今、新米が出てきてちょっと高くなつてきてるけど、これが在庫分も処分し始めたらまた下がる可能性もあるようなことも言ってましたので、でも給食の会でもOK出ていますので。

**教育長**

はい。

他ございませんか。よろしいですか。

**教育長**

はい。

では次に日程第7「その他の件について」。

まず1つ目の、指定校の変更に関する制度の周知について、学校教育課お願いします。

**学校教育課長**

はい。

教育委員会からの「お知らせ」という、右肩のホチキス留めの資料をお願いします。

校区外の、実は次のページを1枚めくっていただいて、「校区外就学のしおり」という、新しいものを作ることについてのお知らせです。

まず、手前にホチキス留めしているのが、今までのお知らせの文章でした。それを今回、「校区外就学のしおり」ということで、さらに丁寧にお知らせしようということで、現在検討しているところです。

これは小中学校の新入生にのみ、入学通知書と一緒に、手前の1枚目の分は渡していました。今年度はさらに丁寧にしたしおりにしたものを配布するようしようと考えております。

このしおりは、来年度は全ての小中学校の児童・生徒に配布を考えております。

令和9年度からは、今までのようく小中学校の新入生のみに配布するということです。なお、この内容が正式に決まりますと、ホームページにも載せて周知をしていくこうと考えています。こども課と調整して作成しているところですので、委員の皆さんにもお気づきの点がありましたら、お伝えしてもらえたたらと思います。

この入学通知は、例年1月頃通知をしますが、このしおりは年内中に、すぐーる等でお知らせできたらなと思っていますので、ご意見がありましたらよろしくお願ひします。

背景には、地震による津波対策として、令和7年度より赤岡保育所、吉川みどり保育所の園児について、現在、東こども園での受け入れを始めているということから、対象の園児が卒業後に入学する小学校区について協議していたことから、丁寧に資料を作成して全体にも周知していく必要があることから、8月の教育委員会の方にも進捗状況をお知らせしている状況のものです。

ここで、しおりの方を見ていただくと、最初に「校区外就学について」ということで、意義など、ホームページに示されていました就学を認められる事由等を載せています。今協議をしておりますが、その他、用件として、想定される例というような書き方で、家庭の事情による特別な理由とか、学校環境に関わる理由、学校の規模で過密状態、通学の安全に関わる理由ということで、自然災害のリスク（地震、洪水、浸水など）と。

赤で示していますが、校区外・区域外就学は様々な要因が考慮されますが、申請したからといって必ず許可されるものではありませんのでご注意ください、ということを示しています。あと手続きの流れ。

そして、大きな2つ目として「特認校制度について」ということもお知らせをするということで、条件とか手続きの流れを同じく示しています。で、最終的に注意事項というところも示していますので、またご意見を。「こんなところはこうしたらしいんじゃないか」というようなことがありましたら。この場でなかなかすっと出なくとも、また後でもいいので、12月中に出したいと思っていますので、またご意見いただければと思っているところです。

森本委員

簡単なこと 1 個いいですか。

### 学校教育課長

はい。

森本委員

その他の要件として想定される例の、「1、2、3」とありますが、ここ「1、2」「3」と飛びますけど、これ「1、2、3」って普通にきれいに入ると思うので、真っ直ぐ並べて、それでこの赤とこのイラストを、ちょっといい感じに配置したらすっきりするかと思います。

## 学校教育課長

ありがとうございます。レイアウトですね。

教育長

それでは、気づきの点があれば、学校教育課の方までいただきたいと思いますが、12月中にはこれを出そうということですね。

## 学校教育課長

そうですね。

今まででしたら1月中旬の入学通知と一緒に出していましたが、やはり手前に周知して、その上で入学通知の時にまた考えてもらうというようなことをしたいので。

教育長

はい、お願いします。  
よろしいでしょうか。  
では、区域外就学について、学校教育課からお願いします。

## 日程第7 その他 区域外就学について【非公開】

### 教育長

児童クラブについて、こども課から説明をお願いします。

### こども課長

来年度の児童クラブについて報告をいたします。

本日、資料を配らせていただきましたカラーの書類になっています、「夜須はーと児童くらぶにおける令和8年度からの運営主体変更について」の資料をご覧ください。この資料は11月26日に行われました議会の全員協議会で配布したものになります。

変更理由にありますように、放課後児童支援員の人材確保と役員の責任や担い手の不足などが課題となっております。その運営の課題につきましては、令和6年度から保護者会で度々協議が行われております。本年8月26日の臨時保護者会総会におきまして、保護者会として運営委託を受けずに、市の運営に移行することが決まり、こども課の方に報告がありました。

来年度からは公営施設として市が運営を行っていくこととなりましたので、本日お配りをさせていただきました入会申込みの方には、「夜須はーと児童くらぶ」が含まれております。

資料の下にスケジュール案を示しておりますが、入会申込の配布、申込受付、入会決定などにつきましては本年度と変わりはございません。入会の案内につきましては、本日から配布をしておりまして、配布場所はこども課、各支所、児童クラブ、それ以外には香南市内の保育所、幼稚園、こども園の年長児には、それぞれの園から配布をすることになっております。受付は来年1月5日の月曜日から16日の金曜日に、こども課と児童クラブで行い、入会の決定は2月下旬頃を予定しております。

運営主体が変更になる夜須はーと児童くらぶにつきましては、現在利用されています保護者を対象にした説明会を、12月15日の月曜日に行うようにしております。入会案内の内容につきましては、お時間のある時にご覧いただけたらと思っています。

こども課からは以上です。

### 教育長

はい、これについてご意見、ご質問ありませんか？

民営化の動きから逆行するけれど、消えるという訳にはいかないなかで、致し方なしかなと。

### こども課長

理由を考えた時に、保護者負担金の金額が公営と異なるとか、特別なサービスを民営の方はしているとか、ということであれば、自分たちで民営を推し進めていくことがあると思うのですが、それが公営と変わらない状況であるということ。あと、サービスも多少は違いますが、それほど大きな違いがないというところ。それを見た時に、この理由にあるところの課題を解決していくのは自分たちでは難しいという保護者の判断に至ったところが大きいと思います。

やはり保護者の方もお仕事をされている方なので、その仕事をしている中で運営に携わっていく、子ども同士のトラブル、子どもと支援員のトラブル、ご近所との関係性のことをやっていくというのは厳しかったということと、それをするための翌年度の役員を決める時に、やる人がいないというところが大きかったというところです。

香我美につきましては、全員協議会の中でも、香我美の方に「公営にしないか」という投げかけをしたか、というような質問もありましたが、コスモス児童クラブの方からは公営にしてほしいというような要望は来ていませんので、引き続きコスモス児童クラブは民営・保護者会運営でやってくれることになっています。

### 教育長

よろしいでしょうか。

**森本委員**

2つあるのは？

**こども課長**

公営と民営になります。

**森本委員**

コスモス（民営）だけが。

**こども課長**

そうです。

**教育長**

では次、研修会の出欠についてです。

**次長**

机の上にホチキス留めで、右上に「　」「　」と書いた研修会の案内をお配りしております。

2つあります、の方ですけれど、高知県市町村教育委員会連合会の研修会が1月16日に1時半から4時50分まで、土佐市あります。

の方が、四国地区の市町村教育委員会協議会です。これが1月30日の1時半から、3時40分で、これがオンラインになります。

また、LINEで出欠の確認を後日させていただきたいと思いますので、予定を見ておいていただけたらと思います。

**教育長**

はい、よろしいですか。

では、教育長報告　日程第8「教育長報告」ですけど、もうお時間もありませんので、もう本当に簡単に、概要だけで報告します。

報告するというのは、要は、前回の教育委員会の後に自分が宮崎県の方に「部落解放研究の全国集会」というのがあります、これへ参加してきたこと。

それと、これに行った後、そのまま熊本県の方へ、震災遺構に聞き取りに行きました。そして、その次の週、宮城県の方に、積極的に香南市の方を応援してくださっている教育委員会、向こうの教育長さん方々がおいでまして、その方々が大学の先生を紹介してくださるということで、宮城教育大の先生の紹介をいただくという意味でそこへ行ってきました。その時にそこに参加されている校長先生の学校の方で、当時の震災をそこで体験された先生からの直接的な聞き取り、それから震災遺構となっている荒浜小学校というところがあるのですけれど、そちらへの見学などなどです。

それと、一番新しいのでは、全人研です。この土日ですけども、全人研に行っていました。

これ全部報告するともうなかなかですので、もう本当にかいづまんでです。

この「部落解放研究」というのは、まあタイトルとして「部落解放」ということになっているのですけれども、必ずしも議題が部落問題だけではありません。それから、内容的に言うと、全人研大会っていうのは一般、ほとんどが教員が多いですけど、教員だけでなくて、要は委員名簿としてある者たちからレポートを集めて、それが県代表になって全国で報告するのを協議し合うというものなのですけれど。こっちはそうではなくて、もう講師が決まっていて、その講師の話を幾つもの分科会に分かれて話をさせていただくという内容のものでした。その講師も、それこそ国会議員と直接やり取りしていたりとか、もう国外で英語でスピーチしていたりとか、なんかそういうふうなことの活躍をされている、いろんな人権課題についての方々がずらずら出てくるような大会です。

大会全体の、全体会の時の内容は沖縄の話でした。要はその沖縄の基地問題のことについてなのですけれども、基地があることの弊害の話であったりとか、それから、女性への暴行の件ですね、これらもその問題のことであったりとか。まあこういった内容のことの掘り下げですね、経済的なことも含め、そういう内容のものです。もう本当に、どれもこれもね、いっぱい話したいですけれども、まあこういった内容のもので、非常に全然僕の中ではもう本当に知らんことがいっぱいでもっと勉強しないといけないなというふうに思いました。

その後、分科会になっては、自分が行った分科会で、最初に説明があった分は、これは「女性差別」ですね。それから「ジェンダーの問題」ですね。その性差のことについての中身がメインの話です。それに対してその日本という国、世界的にどういった問題があるというのも

あるんですけども、日本のその感覚の遅れというか、そういうことが指摘されるような内容のものです。

その次が、外国人ですね。

日本では多くの場合は外国人が入ってくるっていうことに対して、「労働」を期待している。「労働者」を入れたいのであって、「生活者」を求めてないという日本のこの制度のあり方が問題だという、そういう内容の話でした。

一つ具体的な例として出てきた話の中で、ある食品工場だったと思思いますけれど、そこに多くの労働者、外国人労働者が入ってくる。これがまあ3年、4年で入れ替わっていくわけですよね、そういう制度になっているので。その機械の使い方や作業の仕方を当然教える日本人がいる。日本人が教えるのだけれど、作業しているのはみんな外国人。これが何年周期で入れ替わっていく。教えるこの日本人の方が高齢化して退職しないといけなくなったら。そうしたら、教えられる人間がいないということになった。それで、この会社は潰れるかもしれないというところまで来て。それで、この講師の先生のところへ相談に来たっていう例があったのですけれど。

つまり日本の今までやってきたことと、この弊害がもう行き詰ったと。そもそもこのやり方自体もおかしいし、やはり、その外国から人を入れるっていうことは、「労働者」だという考え方ではなくて、「生活者」、共に生活をする者として受け入れていくという考え方が、定住をちゃんとその考えたやり方でないと、制度的に無理だし、それを考えないやり方の抱えている差別性というふうな、そういう内容のことのお話でした。

あと、その後は部落問題で、今のネット上ですね、圧倒的に。そこのネット上でどんなことが起こっているかということと、今現在こんな裁判をしているというふうなことの話ですね。その具体例の話でした。おおよそそういった内容のものです。

ここが宮崎で、その後、自分、熊本の方に行って、震災遺構の方に行ったのですけれど。熊本に行ってみて分かったことが、大きく2つ。1つは、あの時に地震そのもので亡くなった方が、記録されている人数が50人です。要は建物の下敷きになったりとかで亡くなった方が50人です。ところが、今現在、熊本のあの地震で亡くなった方の数が200何人になっています。その違いは、能登のことでも随分言われるようになったのですけれど、この数字の違いは「関連死」の話です。関連死ってつまりどんなことがあったっていう話を聞いた時に、例えば大怪我をしたけど医療が届かないので、治療ができない。避難所等に行くことができたとしても、その治療ができない、というふうなことの弊害ですね。そういうことで亡くなっているといったっていうのと、それから、東北でも聞いたことがあったのですけれど、もう1つは精神的苦痛の話がありました。その状況下から耐えられないという意味だと思います。それは、僕、東北でもある教育長さんから言われました。「3日間ご飯食べなくとも人間死なんけど、3日間眠れなかつた者が死んでいった」という話は聞いたのですけれど、確かに寒い中、体が濡れて震えながらのコンクリートの上での3日間なんか、耐えられるはずがないという中で、亡くなっている話があったのですけれど。熊本でもそういう状況の話がありました。

あの時、橋がいっぱい落ちているんですね。橋が落ちて、その救援というか、こう人が入ってこられなかった。それからお医者さんもいたらしいんですけど、専門ではないので触れない話がいろいろあって、医療として、その必要な医療を届けることができなかったという。そんな中で、多くの方が亡くなっていたっていう話でした。

それから、海から遙か遠いあの阿蘇山で、あそこで、阿蘇山の麓で液状化。液状化したために建物がボーンと倒れてとか、というふうなことで多くの犠牲が出てるのですけれど。

阿蘇山での液状化というものが、実はあれは、元々火山、ご存知の通り火山で噴火してカルデラができて、カルデラ湖に水が溜まって、でっかい湖になって外輪山が裂けて、そこから水が無くなつて、広い土地がそこに出来上がった後に、そこが住宅地になつたという。だから、人間の生活の記録上では最初から陸地というか平地なんですけれど、地球の記録上ではそこは元々湖でしたという。これが液状化したのです。こう多くの被害が出たという話があって、もうそのレベルで液状化が起こるということは、その海辺の砂地を埋め立てたからという話じゃないぞということですね。もちろん地震の揺れの規模によりますが、ものすごい強い揺れの場合にはそこまでのことが起こるという話が熊本に行って分かりました。

ですので、ちょっと香南市野市、香我美ももっとしっかり考えてみる必要があるのかなとい

うふうに思いました。

それから、そこで話を聞かせていただいた方が、大学の先生をちょっと紹介してくださって、その大学の先生が宮崎の学校を紹介してくださって。その宮崎の学校の校長先生と電話で話した時に言っていたのが、今、宮崎はこの前地震があつて、一旦被害が出たじゃないですか。なので今、次の南海トラフに対しての危機感はもうすごいと。その校長先生は今年の異動でその学校に行ったばかりで、びっくりしたと、異動で来てみて。市町村がもう圧倒的にリードして、市町村が引き渡しの訓練をやると。引き渡しの訓練を市町村がやるので、それに学校は手伝いに来てくれというような立ち位置で、もう本当に目の前に南海トラフが来るんだということが大前提の準備を、今、宮崎はやっている、地域ですけどね、やっている市町村があるとうふうな話を聞きました。それはなかなかの話だなと思いました。

宮城の方に行って聞いてきた中の、もうこれも時間があれなので、もう一例だけ。個人の方から聞き取りをした話の中でですね、これまでも圧倒的に、引き渡した後に亡くなつたというのがもうほとんど。その中の具体例で、子どもの担任の方と話をしたのですけれど。ほとんど迎えに来た後、いや帰らないでくださいと止めていたそうです。止めていたのだけれど、「家族みんな揃っているけど、妹だけがいないので、妹をどうしても探しに行かないけないから」と言って、家族みんなが車で出て、妹を探しに行くという。妹は1年生で、もうその時には家に帰っていたのですけれど、この子が、家の外にいて、この子の友達のお母さんが一人でいるのを見つけて助けてくれていた。助けてくれて高台へ連れて行ってくれていたんです。だけど、お互いの間でそのやり取りをする、情報のやり取りをすることができないので、実はこの子は助かっているということを知らなかつた。知らなくて、この妹を探しに行つたご家族みんなが亡くなつた、という話です。そういうお話を聞きました。

それから、家族みんなで車に乗つていて、あまりに寒かつたので、家に寄つて、家でお母さんが家の中に服を取りに行つてゐる間に津波が来て、お父さんとお子さんたち、みんな車で津波で流された。家に津波が來たので、お母さんも津波に飲まれたんですけど、お母さんは助かつた。助かつた後、ずぶ濡れになつたまま、最初の避難してゐた皆が集まつてゐた学校に來て、もう泣き叫んで。家族が誰もいなくなつたと、避難所で大声で泣き叫んでいたという、そういうお話を聞きました。他にもいろいろありますけど、そういうことの聞き取りをしてあります。

ですので、これらをプレゼンテーションの中に、なるだけ紹介として入れて、もう一回研修資料の作り直しは自分としては、やつていくように考えているところです。

自分からの報告は以上です。

**教育長**

では、次の日程のことについて。

**教育次長**

次回の教育委員会の日程です。来年になりますが1月7日の水曜日の午前9時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全員異議なし）

では以上で、令和7年第16回教育委員会定例会を閉会します。  
お疲れ様でした。

閉会 午前11時20分